

様式3

包括外部監査の結果に係る検討報告書  
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

|        |   |       |     |              |
|--------|---|-------|-----|--------------|
| 監査実施年度 | 令和3年度   | 対象部局等 | 環境部 | あぶくまクリーンセンター |
| 報告書ページ | 107ページ (4)①   |       | 区分  | 意見           |
| 意見の内容  | <p>【焼却炉ストーカ等整備業務委託】</p> <p>① 契約形態について</p> <p>「特命随意契約(1者契約)」として契約締結をしているが、業務の客観性及び競争性の観点から、契約形態として一般競争入札とすること、あるいは競争見積方式による随意契約として複数の業者から見積をとることも今後検討の余地があるのではないかと考える。(要約)</p>   |       |     |              |
| 検討内容   | <p>本業務の委託にあたっては、廃棄物処理法施行令第4条に規定する基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物の公共性を鑑み、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視すべきものであることが国からも示されています。</p> <p>そのため、本業務は競争性が必要な性質のものではなく、生活環境保全のための確実な業務の履行を重視すべきものであり、専門的技術を要し目的を達成できる者が限定されていると判断し、現行の契約形態を継続するものといたします。</p> |       |     |              |

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること

様式3

包括外部監査の結果に係る検討報告書  
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

|        |   |       |     |              |
|--------|---|-------|-----|--------------|
| 監査実施年度 | 令和3年度   | 対象部局等 | 環境部 | あぶくまクリーンセンター |
| 報告書ページ | 108ページ (4)③   |       | 区分  | 意見           |
| 意見の内容  | <p>【焼却炉ストーカ等整備業務委託】</p> <p>③ 入札結果について</p> <p>過去3年間の落札率概ね99%は、特命随意契約が長期間継続していることの弊害と考えられるため、このような状況を改善していくことが望ましい。(要約)</p>   |       |     |              |
| 検討内容   | <p>本業務の委託にあたっては、廃棄物処理法施行令第4条に規定する基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物の公共性を鑑み、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視すべきものであることが国からも示されています。</p> <p>そのため、本業務は競争性が必要な性質のものではなく、生活環境保全のための確実な業務の履行を重視すべきものであり、専門的技術を要し目的を達成できる者が限定されていると判断し、現行の契約形態を継続するものとしたします。</p> |       |     |              |

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

|          |   |       |     |              |
|----------|---|-------|-----|--------------|
| 監査実施年度   | 令和3年度   | 対象部局等 | 環境部 | あぶくまクリーンセンター |
| 報告書ページ   | 111ページ (4)①   | 区分    |     | 指摘           |
|          |   |       | ○   | 意見           |
| 指摘等の内容   | <p>【焼却工場施設整備事業費：2号炉耐火物補修工事】</p> <p>① 随意契約の適用号について</p> <p>随意契約とした理由は委託業者のみが施工可能であるとしているが、ガイドラインの解釈とは矛盾している。(要約)</p>                              |       |     |              |
| 講じた措置の内容 | <p>本契約の適用要件を精査した結果、同項第2号の適用が適切であることから、令和4年度発注工事につきましては当該号を適用して発注を行いました。</p> <p>今後も、地方自治法及び同法施行令、福島市財務規則及び福島市随意契約ガイドライン等に基づき、契約に係る事務処理を行います。</p> |       |     |              |

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

|          |  |       |     |              |
|----------|--|-------|-----|--------------|
| 監査実施年度   | 令和3年度  | 対象部局等 | 環境部 | あらかわクリーンセンター |
| 報告書ページ   | 147ページ (4)⑤  | 区分    | ○   | 指摘<br>意見     |
| 指摘等の内容   | <p>【破碎処理物等運搬業務委託】</p> <p>⑤委託料の積算及び見直しについて</p> <p>委託金額の予定価格決定にあたり、担当課において金額の積算を行っているが、長期固定化している算定項目が見受けられた。「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」を保証するためにも、長期固定化されている項目につき、状況変化が生じていないかについて毎年度見直しを行うことが望ましい。(要約)</p> |       |     |              |
| 講じた措置の内容 | <p>令和4年9月、委託料の算定項目について変化がないか確認し、実態と乖離している箇所の修正を行い、適正な委託金額の積算を行いました。</p>  |       |     |              |

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

|          |   |       |     |              |
|----------|---|-------|-----|--------------|
| 監査実施年度   | 令和3年度   | 対象部局等 | 環境部 | あらかわクリーンセンター |
| 報告書ページ   | 162ページ (4)④   | 区分    | ○   | 指摘           |
|          |   |       |     | 意見           |
| 指摘等の内容   | <p>【資産管理】</p> <p>④長期間使用されていない物品の処理について</p> <p>1989年に取得した2トンダンプについては、エンジンがかからない状態にあり、長期間使用されないまま場内に放置されている。業務上不要であれば、不要物品として処理することが望まれる。(要約)</p> |       |     |              |
| 講じた措置の内容 | <p>ご指摘の物品については、業務の見直しを行い、令和4年10月26日付けで不要物品として処理いたしました。</p>  |       |     |              |

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。